

『割賦販売法・特定商取引法三段対照法令集』 正誤表（二〇二〇年四月二二日）

本書において、本文の記載に関する誤りがございました。

ご使用に際しご不便をおかけいたしますことをお詫びし、謹んで当該箇所の差替頁を掲載いたします。

2 割賦販売業者は、第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、次の事項について当該契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

<p>三 賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額又は違約金に関する事項</p>	<p>こと。 賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第六条第二項の規定に合致していること。</p>
<p>四 商品に隠れた瑕疵がある場合の責任に関する事項</p>	<p>商品に隠れた瑕疵（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係る瑕疵であつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）がある場合に割賦販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。</p>
<p>五 法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号及び第十三号に掲げるもの以外の特約</p>	<p>法令に違反する特約が定められていないこと。</p>

四 日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

2 前項の規定は、法第二条第一項の割賦販売の場合に準用する。

【法第四条第一項柱書きに対応する経済産業省令・内閣府令は、施行規則第八条】

3 経済産業局長は、法第二十条の三第一項の規定による公示がされ、又は前二項の規定による公示をしたときは、その旨を許可割賦販売業者等（その者が供託委託契約を締結している場合にあつては、その者及び当該供託委託契約の受託者、第十二条第一項及び第二項において同じ。）及び第八条第一項の規定による請求をした者に通知しなければならない。

4 第二項の規定による公示があつた後は、第八条第一項の規定による請求をした者がその請求を取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

規定による配当の実施の手続により営業保証金又は前受業務保証金の還付を受ける場合を除き、確認書を添付しなければならない。

(公示)

第十條 営業保証金を供託している許可割賦販売業者等又は前受業務保証金を供託している許可割賦販売業者等（前受金保全措置として供託委託契約を締結している者を除く。）の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長は、当該許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項第一号から第四号まで（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するときは、又は法第二十一条第一項の権利を有する者若しくは当該許可割賦販売業者等から当該許可割賦販売業者等が法第二十七条第一項第五号若しくは第六号（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）に該当する旨の申出があつたときは、遅滞なく、法第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上の一定の期間内に当該経済産業局長に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る営業保証金又は前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。

2 経済産業局長は、第八条第二項第三号の規定により確認書を交付しないこととしたときは、遅滞なく、法第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上の一定の期間内に当該経済産業局長に債権の申出をすべきこと及びその期間内に当該経済産業局長に債権の申出をしないときは当該公示に係る営業保証金及び前受金保全措置についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。

※3項以下4項まで上段参照

(権利の調査)

第十一條 経済産業局長は、法第二十条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。

2 経済産業局長は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、

(申出の手続)

第十三條 法第二十条の三第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。）又は令第十条第一項若しくは第二項に規定する債権の申出をしようとする者は、様式第三による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

(再掲)

(公示)

第十四條 法第二十条の三第一項並びに令第十条第一項及び第二項に規定する公示は、官報に掲載することによつて行う。

2 許可割賦販売業者等は、前項に規定する公示がされたときは、遅滞なく、その公示がされた日において当該許可割賦販売業者等と前払式割賦販売の契約又は前払式特定取引の契約を締結している者の氏名及び住所を記載した書面を経済産業局長に提出しなければならない。

(再掲)

3 (略)

2 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、前項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、販売業者又は役務提供事業者が講じようとする第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、クレジットカード番号等取扱契約を締結してはならない。

3 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者について、定期的に、又は必要に応じて、経済産業省令で定めるところにより、第一項に規定する事項を調査しなければならない。

- 4 前条第三号に定める事項については、加盟申込店が講じようとする法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三百三十二条各号、第三百三十三条第一項から第六項まで及び第三百三十三条の十四各号に定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。
- 5 前条第四号に定める事項については、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による処分を受けたことのある無及びその内容その他の事項について、加盟申込店からの申告又は利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の調査その他の適切な方法により調査しなければならない。
- 6 前条第五号に定める事項については、前項の調査の結果、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による処分を受けたことその他の法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為があつたことが明らかである場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。
- 7 前条第六号に定める事項については、加盟申込店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認、又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により調査しなければならない。
- 8 前条第七号に定める事項については、前項の調査の結果、加盟申込店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況及び加盟申込店以外の加盟店（以下この項において「他の加盟店」という。）によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の発生状況からみて、当該加盟申込店が当該他の加盟店に比し、著しく利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。
- 9 前条第八号に定める事項については、加盟申込店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

- 2 前条第一号に定める事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 加盟申込店が行う取引の種類
  - 二 加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）
- 3 前条第二号に定める事項については、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利又は提供しようとする役務の種類を示すものについて調査しなければならない。
- ※4項以下9項まで上段参照
- 【関連・平成29年施行規則パブリックコメント(N)〇、37、38、39、42、43、44、45、48、50】
- 第四百三十三条の七 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第四百三十三条の五第一号から第三号まで、第六号及び第八号に定める事項の定期的な調査については、次項から第五項までに定めるところにより、それぞれ適切な頻度で行わなければならない。ただし、第三項から第五項までに定める調査は、加盟店におけるクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する取引状況を常時監視することその他これと同等以上の措置を講ずることをもつて代えることができる。
- 2 第四百三十三条の五第一号及び第二号に定める事項については、加盟店に関して調査した事項のうち変更があつた事項について調査しなければならない。
- 3 第四百三十三条の五第三号に定める事項については、加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法

<p>40</p> <p>省令第百三十三條の五第三号、 第百三十三條の六第四項及び第 百三十三條の七第三項</p>	<p>39</p> <p>省令第百三十三條の五の四第九 号から十二号まで及び第百三十 三條の六第四号から九号まで</p>	<p>38</p> <p>省令第百三十三條の五及び百三 十三條の六</p>	<p>37</p> <p>省令第百三十三條の五及び第百 三十三條の六</p>
<p>第百三十三條の五第三号、第百三十三條の六第四項及び第百三十三條の七第三項からすれば、初期調査及び途上調査を双方において、加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止の完全な調査を求めているように思われるが、このような規定は、「性能規定」の考え方に従い、契約締結時の調査及び締結後の途上調査を事業者の合理的判断により組み合わせて行うことを認めるとする、割賦販売小委員会報告書の趣旨に合致しない。とりわけ初期調査を偏重するのではなく、初期調査及び途上調査を総合して勘案し、加</p>	<p>契約時調査項目のうち漏洩、不正利用の調査を省略可能としていた だきたい。</p>	<p>百三十三條の五第四号以下を削減し、第四号としてリスクベア プルーチ及び性能規定の考え方に整合的な事項を置くべきである。併 せて、百三十三條の六第四項から十項までを削除し、リスクベア プルーチ及び性能規定の考え方に整合的な事項を置くべきである。</p>	<p>よって、全ての様式中において、事業者についての法人番号の記入欄を設けて、その記載を行なわせるようにしていただきたい。（事業者側は「三桁の数字が記載されたゴム印一つを作る等すれば容易にその記載を行なえるのではないかと思われる。故に事業者間に発生する負担は非常に低いと思われるが、これにより社会が得る利益は大きい。）金融に關係する所での法人番号の利用は、絶対的に望ましいと考えられるものであるが、国は、国・社会・国民の安全と効率を維持・向上のため、法人番号の利用を積極的に進めていただきたい。</p> <p>第百三十三條の五第四号以下を削除し、第四号として性能規定の考 え方に整合的な事項（例えば、「四、前番号に掲げる事項のほか、加盟 申込み店又は加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を 図るため必要かつ適切な事項」とすべきである。併せて、第一二三 條の六第四項から第十項を削除し、リスクベアス及び性能規定の考 え方に整合的な事項（例えば、「前条第四号に掲げる事項については、 加盟申込み店又は加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理 等を図るため必要かつ適切と認める場合に、必要かつ適切な方法態様 で調査しなければならない。」）とすべきである。</p>
<p>ご意見を踏まえ、省令第百三十三條の五から第百三十三條の十の規定を修正する。 なお、省令百三十三條の六条第一項第二号の「先進的な技術又は手法」における「先進」性については、本改正省令の施行時又は適用時を基準とし、いずれかの基準により認められれば足りるものとする。</p>			